

## 大垣市民病院未収金回収業務委託仕様書

### 1 業務委託名

大垣市民病院未収金回収業務委託

### 2 業務の目的

大垣市民病院における医療費等の未払いである患者負担金(以下、「未収金」という。)の回収について、必要な技術と資格を有する事業者にも業務を委託することにより、効率的かつ効果的に未収金の回収を進め、患者負担の公平性を確保するとともに、未収金残高を縮減し、病院運営の改善を図ることを目的とする。

### 3 業務内容

#### (1) 回収を委託する債権

未収金。ただし、次の者の係る未収金は対象としない。

- ①訴訟等の法的措置を実施または検討している債権
- ②診療内容の不服などにより支払を拒む意思を明らかにしている債権
- ③破産により免責となった債権
- ④債務者本人が死亡し、相続人が相続を放棄している債権
- ⑤分割納付中の者または支払方法等について相談中の債権
- ⑥その他、大垣市長（以下、「市長」という。）が必要と認めた債権

#### (2) 委託業務

次の①から⑥までの業務を委託することとし、実施の手段・手法については、民間事業者の提案に委ねるものとする。

##### ①支払案内業務

債務者に対し、文書や電話により未収金がある事実を伝えて、支払を督促するとともに、支払に応じない場合はその理由を確認する。支払の督促は債務者が支払を行うまで反復継続する。

##### ②支払方法相談業務

債務者から支払方法等について相談があった場合には、債務者の支払能力等を考慮し、分納など適切な支払方法により回収に努める。

##### ③居住住所等調査業務

住所が明らかでなく、上記①の支払案内業務が実施できない債務者については、居所等の調査を実施する。

#### ④集金業務

債務者からの入金については、受託者において一旦集金し、毎月1回以上、大垣市（以下、「市」という。）に全額を納付する。

#### ⑤各種報告業務

##### ア 定期報告

月末時点において、次の内容が記載された月次報告を翌月10日（当該日が土・日曜日または祝日に当たる場合はその翌日）までに、紙媒体と電子データの双方にて行う。

(a)債務者ごとの入金状況

(b)債務者ごとの対応状況

(c)支払方法について相談状況

(d)居住住所調査業務により、居所等が判明した場合の住所等

##### イ 適時報告

次の場合は速やかに市へ報告すること。

(a)受託した債権が、上記（1）①から⑥に記載された委託除外案件に該当すると判断した場合

(b)その他債務者の状況等について、市が個別に照会した場合

#### ⑥訴訟等法的手続き業務

未収金回収業務において、資力があると認められるにも係わらず、支払いがない者に関しては、委託者と受託者にて実施するか協議検討し、委託者の依頼により双方合意のもと法的手続きを執るものとする。

### （3）再委託の禁止

委託業務の全部または一部を第三者に委託または請け負わせることは禁止する。ただし、書面により、市長の承諾を得たときは、この限りでない。

## 4 契約期間

委託契約の期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

## 5 委託料

### (1) 委託料の算出

委託料は、訴訟手続き費用等を除き、完全成功報酬とし、本委託業務により受託者から入金された額に契約で定められた成功報酬率(消費税及び地方消費税を含む)を乗じて算出するものとする。

1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

### (2) 支払方法

受託者は、市への回収金の送金および報告に併せて毎月請求書を送付し、市は当該請求書および報告に基づき受託者に委託料を支払うものとする。

## 6 受託者に提供する個人情報の範囲

受託者が本委託業務を遂行するに当たり、市が提供できる債務者の個人情報は、次のとおりとする。

(1) 患者番号、氏名、生年月日、住所、電話番号、健康保険、未収金額、診療科および診療日

(2) 納入督促等の状況

(3) 診療費等支払誓約書に記載のある保証人等の氏名、生年月日、住所、電話番号

(4) 受託者から情報提供を求められ、市が本委託業務の遂行に必要と認めた債務者の情報

## 7 法令等の遵守

### (1) 個人情報関係法規の遵守

受託者は、市から提供された債務者等の個人情報および業務上知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に管理しなければならない。

### (2) 債権管理回収関係法令の遵守

受託者は本委託業務を遂行するに当たり「債権管理回収業に関する特別措置法」に定められた業務に関する規制および「貸金業法」に定められた取立て行為の規制を遵守するものとし、債務者を脅迫して平穩を害する言動をしてはならない。

## 8 債務者への通知

受託者は、債務者に対して、3(2)①から④に掲げる委託業務を、市から

受託した旨を通知しなければならない。

## 9 業務改善指示

市は、3（2）⑤アに定められた定期報告に基づいて、受託者から提出された報告内容を精査し、回収業務の進捗状況が不十分と判断した場合には、受託者に対し、業務改善指示を行うことができる。

## 10 契約の解除

市は、受託者が前項に定められた業務改善指示に従わない場合および7に定められた遵守事項に違反した場合は、契約を解除することができる。

## 11 その他

（1）本仕様書に記載の無い事項及び疑義が生じた場合は、受託者は市と十分協議して決定するものとする。

（2）受託者は、契約期間が満了したとき又は契約を解除されたときは、当該契約期間満了の日又は契約解除の日から10日以内に受託業務に関する一切の事務を整理し、市長に引き継がなければならない。